

平成15年度農林水産省男女共同参画推進本部活動計画

平成15年3月26日
農林水産省男女共同参画推進本部決定

1. 農山漁村における男女共同参画社会の推進
 - (1) 「男女共同参画でいいことあったまち・むらコンクール」の実施（新規）
農林水産業・農山漁村の男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる市町村を表彰する。
 - (2) 女性農林漁業者等と農林水産省男女推進本部幹部との意見交換
子育て支援等、男女共同参画社会の形成に必要な課題について、女性農林漁業者等と農林水産省男女推進本部幹部との意見交換を行う。
 - (3) 農山漁村女性活動のPR（新規）
消費者の部屋において、農山漁村女性の社会・経営参画の取組や、起業活動についての展示を行う。
2. 男女共同参画に関する情報提供体制の整備
 - (1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供（新規）
農山漁村の女性に関連の深い施策を実施している省内の部局及び団体との連携の下、インターネット等を通じて、女性のチャレンジ支援のための一元的な情報提供を行う。
 - (2) 農林水産省女性人材データベースの運営
政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、「農林水産省女性人材データベース」の適切な運営と、利活用を図る。
3. 農林水産省職員に対する意識啓発
 - (1) 「農林水産省いきいきパートナーシップの日」の実施（新規）
毎月22日（「夫婦」の語呂合わせ）を、男女共同参画推進のための普及啓発日と位置づけ、ニュースの発行を行うとともに、職員の家事・子育てを支援するための帰宅促進日とする。
 - (2) 農林水産省職員を対象とした研修
出先機関の幹部職員を対象とする「幹部研修」において、「職場におけるセクシャル・ハラスメント」の講義を実施する。
人事院「女性職員のためのエンパワーメントセミナー」へ、女性職員の受講を推進する。
4. 地方農政局における男女共同参画推進本部の取組の推進
各地方農政局の男女共同参画推進本部においても、本省の男女共同参画推進本部との密接な連携を図りつつ、地域の実態に即した取組を推進する。